

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS) 評価料金

住 宅	一戸建ての住宅		料金 (円・消費税別)			
			30,000			
	共同住宅 等	住戸部	戸数 n	料金 (円・消費税別)		
			～2	30,000 × n		
			3～20	50,000 + (4,000 × n)		
			21～50	60,000 + (3,000 × n)		
			51～100	90,000 + (2,000 × n)		
			101～	別途見積		
		共用部	～2	70,000		
			3～20	80,000		
21～50			90,000			
51～100			100,000			
100～	別途見積					
<ul style="list-style-type: none"> ・変更計画、及び改修に係る料金は別途見積とします。 ・共同住宅等の建物全体の料金は、住戸部と共用部の料金の合計とします。 ・設計住宅性能評価、長期優良住宅認定技術的審査、低炭素建築物認定技術的審査、又は性能向上計画認定技術的審査と併願の場合の料金は、一戸建ての住宅は10,000円(消費税別)、共同住宅は上表料金の半額とします。但し、設計住宅性能評価における「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」が等級1の場合を除きます。 						
非 住 宅	延べ面積 A (㎡)		料金 (円・消費税別)			
	計算方法	用途B ※1		用途B 以外		
		標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・ 主要室入力法	モデル建物法	
	A ≤ 500		150,000	75,000	90,000	45,000
	500 < A ≤ 2,000		200,000	120,000	140,000	70,000
	2,000 < A ≤ 5,000		250,000	150,000	200,000	100,000
	5,000 < A ≤ 10,000		300,000	200,000	250,000	125,000
	10,000 < A ≤ 30,000		350,000	250,000	300,000	150,000
30,000 < A		別途見積	別途見積	別途見積	別途見積	
<ul style="list-style-type: none"> ・変更計画、及び改修に係る料金は別途見積とします。 ・建築物エネルギー消費性能適合性判定、低炭素建築物認定技術的審査、又は性能向上計画認定技術的審査と併願の場合の料金は、一律10,000円(消費税別)とします。但し、計算方法が変更となる場合は、上表料金とします。 ・併願の場合であっても、外皮性能の審査を追加して行う場合は、10,000円(消費税別)に上表料金の10分の1を加算します。 						
住宅と非住宅の複合建築物		「住宅」と「非住宅」の料金の合計				
表示プレート、表示シール		別途見積				

※ 1

用途B（確認申請書第四面に記載される用途）	用途区分コード
図書館その他これに類するもの	8140
博物館その他これに類するもの	8150
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	8170
助産所	8190
児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）	8210
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	8230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る）	8240
診療所（患者の収容施設のないものに限る）	8250
病院	8260
ボウリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッチング練習場	8370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	8380
ホテル又は旅館	8400
映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
劇場、演芸場、映画館	8530
観覧場	8540
公会堂、集会場	8550
展示場	8560
ダンスホール	8590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗、その他これらに類するもの	8600